

監第136号
令和2年（2020年）5月29日

熊本県建設産業団体連合会会長 様

熊本県土木部長

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大予防について

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言下での本県土木部における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策について、令和2年（2020年）4月24日付け監第57号で依頼したところですが、県内では5月9日以降、新規感染者が確認されておらず、5月14日付けの緊急事態宣言の解除に続き、去る5月26日には県内の感染地域区分が「感染未確認地域」に引き下げられたところです。

また、6月1日からは、県境を越えた不要・不急の移動の自粛についても東京都など5都道県との間の移動を除き、緩和されることとなりました。

県土木部におきましては、当初より補正予算や骨格予算の早期執行に取り組んでおりますが、国内では新規感染者が継続して確認されているところであり、引き続き、建設現場等における感染防止対策の継続に御協力くださるようお願いいたします。

なお、県庁や出先機関への訪問、発注機関の監督員との打合せ等の際には、感染症対策の観点から、引き続き、マスクの着用や手洗い・消毒等に御協力くださるよう、併せてお願いいたします。